

令和6年度 かながわ医療的ケア児支援センター実績報告書

1. はじめに

令和3年6月11日に成立し、同年6月18日に公布された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、同年9月18日（公布の日から起算して3月が経過した日）に施行された。

神奈川県はこの法律に基づき、医療的ケア児及びその家族、またその他の関係者（以下「医療的ケア児等」という）への総合的な支援の一つとして、かながわ医療的ケア児支援センター（以下「センター」という）を設置した。なお、令和4年5月31日開設から令和5年3月31日までの名称は「かながわ医療的ケア児支援・情報センター」であり、令和5年4月1日より現名称に変更された。

センターでは、「地域における支援体制の構築」、「医療的ケア児等を支える関係団体等への支援」、「医療的ケア児等が直面している課題の分析」及び「医療的ケア児等の相談に応じた情報の提供若しくは助言」等の支援が、適正かつ円滑につながれることを目的に会議運営等の業務を行った。

2. センターの概要

令和4年5月31日、神奈川県庁 東庁舎内 障害福祉課 会議室の一室に、事務職員1名を配置して開設。あわせて令和5年度からは、障害保健福祉圏域8つのうち「横須賀・三浦」、「湘南東部」、「湘南西部」、「県央」、「県西」の5圏域に医療的ケア児の相談窓口及びコーディネーター拠点（以下「ブランチ」という）を設けている。各ブランチは開設曜日を定めて、相談員（以下「コーディネーター」という）として主任コーディネーターを1～2名配置している。

各ブランチのコーディネーターが、5圏域30市町村内に住居や支援拠点等がある医療的ケア児等（本人・家族）をはじめ、病院や学校、障害福祉サービス事業所等（支援者）からも、日常生活における様々な悩みや、レスパイト先、就学、福祉サービスに関する相談などを受け、関係機関とともに開催する会議の運営（日程調整、開催連絡、資料作成等）及び議事録の作成業務までを対応した。

なお、政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を居住地とする相談者に対しては、政令市で開設している医療的ケア児の相談窓口及びコーディネーター拠点、若しくは、相談支援センターの連絡先情報などを提供するとともに、該当するセンターには相談者からの情報を提供し、円滑な支援につながるよう対応した。

また、政令市においては、かながわ医療的ケア児支援センターの本部機能の一部を担っており、定期的に意見交換を行うなど連携している。

3. かながわ医療的ケア児支援センターの概要

開 設 日	令和4年5月31日	
開 設 場 所	神奈川県庁 東庁舎3階（横浜市中区日本大通1）	
相談受付時間	月曜日から金曜日（土日・祝日、年末年始を除く） ・ 9時30分から16時00分（12時から13時を除く）各ランチ	
相 談 方 法	(1)相談専用電話 046-857-0551 月 ～ 金（横須賀・三浦ランチ） 0466-47-7430 月・火・金（湘南東部ランチ） 070-3197-9360 火・水・木（湘南西部ランチ） 070-3197-8165 火・水・木（県央ランチ） 070-3197-8169 月・水・金（県西ランチ）	
	(2)LINE 相談	センター公式ホームページ参照 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/index.html#chiiki
	(3)フォームメール	
	(4)ファクシミリ 045-201-2051	

4. 相談体制

神奈川県内8つの圏域のうち5圏域において相談体制が整えられた。コーディネーターは、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者であり、電話や来所での相談を、各ランチにて開設曜日に受付対応している。ランチにはそれぞれ主任コーディネーターを配置し、センターへの報告業務も行う。LINE相談、フォームメール相談、ファクシミリ相談についてはセンターにて対応する。

政令市（横浜市、川崎市、相模原市）については、令和5年度同様、それぞれの区内または地域内の相談窓口及びコーディネーター拠点、若しくは、相談支援センターで対応。詳細はセンター公式ホームページのとおり。

〈各圏域の開設曜日と主任コーディネーター〉

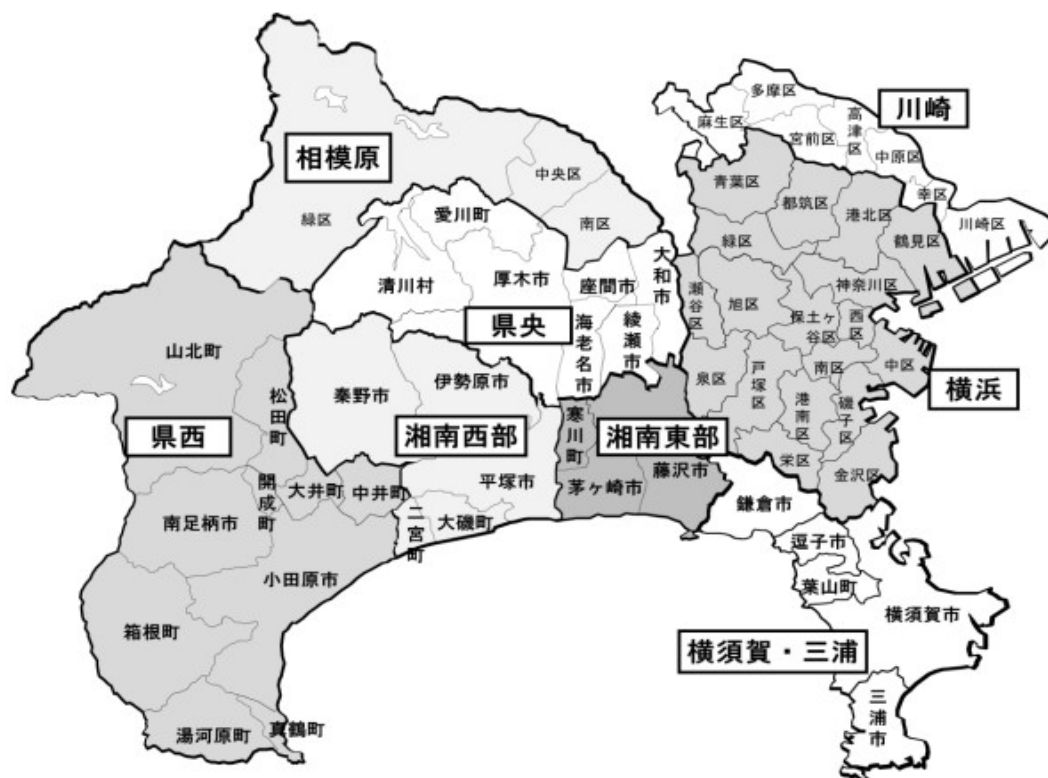
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
担当圏域	横須賀・三浦 湘南東部 県西	横須賀・三浦 湘南東部 湘南西部 県央	横須賀・三浦 湘南西部 県央 県西	横須賀・三浦 湘南西部 県央	横須賀・三浦 湘南東部 県西

5. 相談の対象者

医療的ケア児及びその家族、支援者（病院や学校、障害福祉サービス事業所など）。

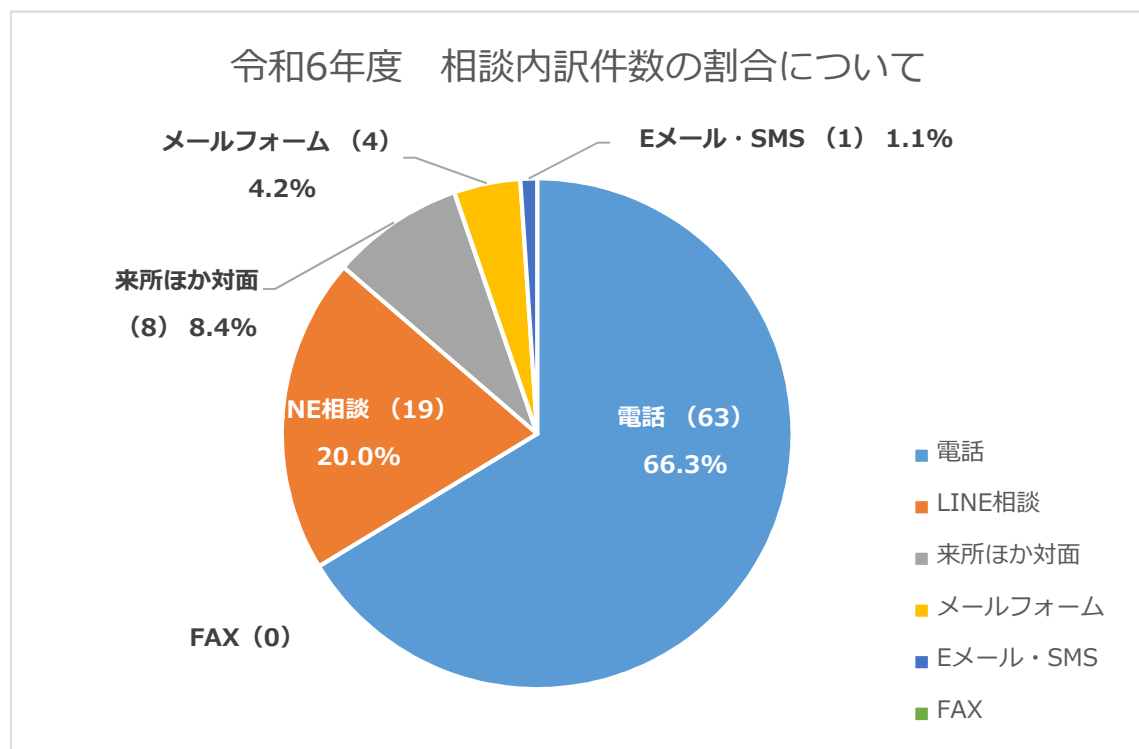
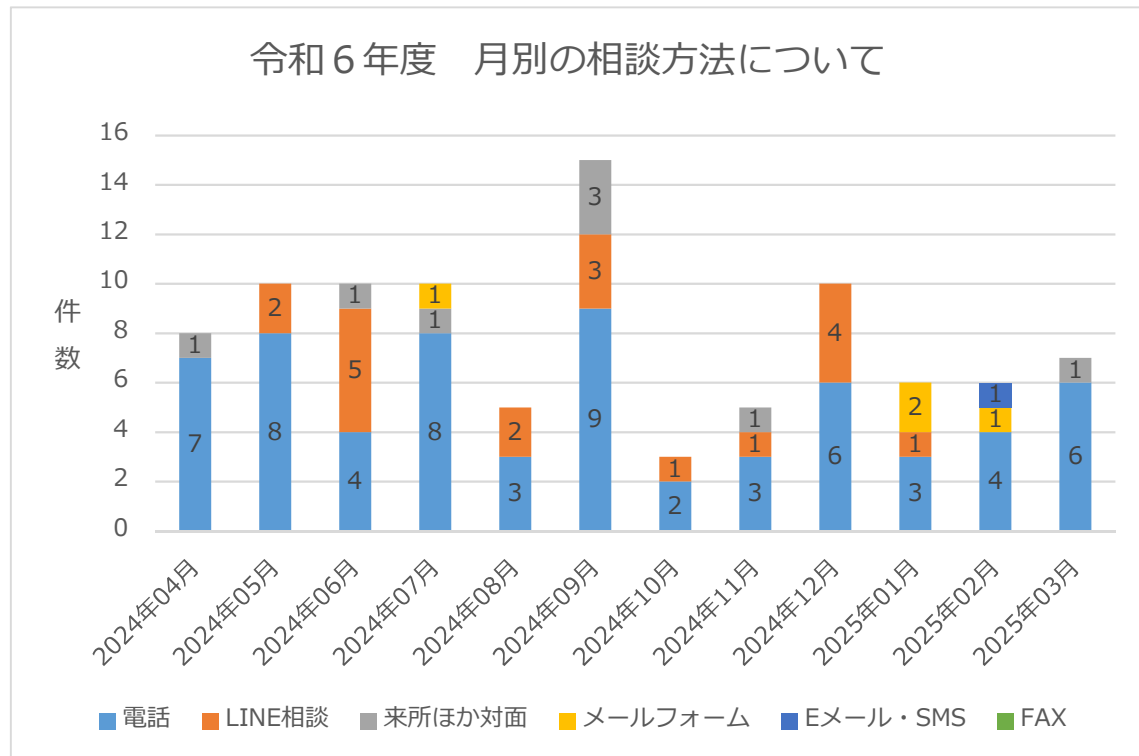
6. 相談受付対象圏域

政令市（横浜市、川崎市、相模原市）を除く5圏域（30市町村）を対象とした。



7. 相談実績の分析について

7-1. 月別の相談方法と相談内訳件数の割合について



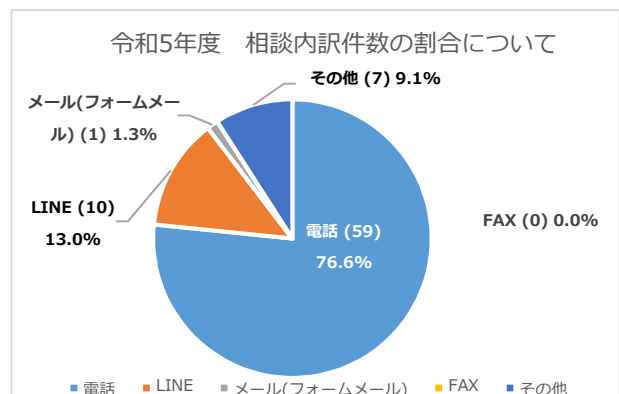
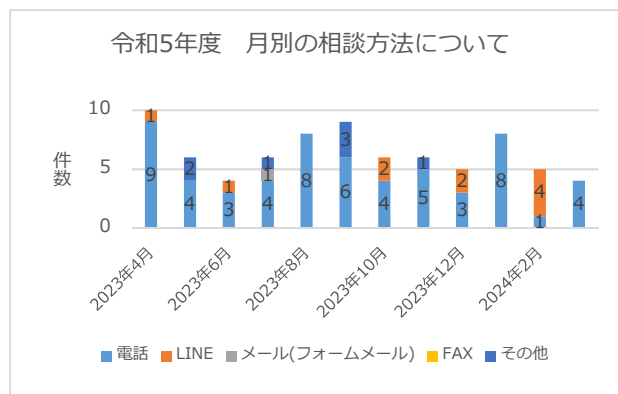
ここでは、月別の相談方法と、相談内訳件数の割合について明らかにした。

令和5年度、77件だった相談件数は、令和6年度には95件と増加した（2025年3月31日現在）。中でも電話による問い合わせは60件以上にのぼり、9月に9件、5月、8月には、それぞれ8件ずつあった。

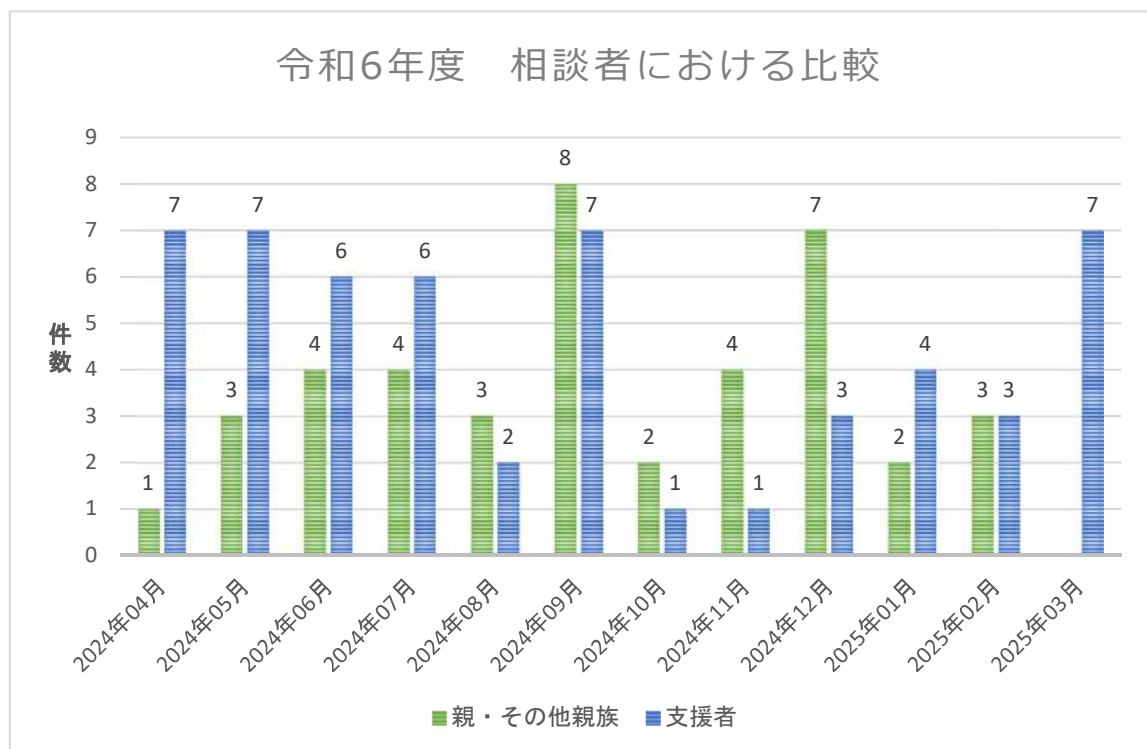
相談内訳件数の割合については、電話相談が 63 件で 66.3%を占める。次いで LINE 相談が 19 件で 20.0%、フォームメールについては昨年より微増も 4 件でわずか 4.2%、来所ほか対面については、令和 5 年度とほぼ同数の 8 件で 8.4%、ファクシミリでの相談は 0 件であったが、E メール・SMS による問い合わせが 1 件あり全体の 1.1%となった。

相談者の都合に合った相談できる体制構築とスマートフォンやアプリの普及により、今後は LINE 相談やフォームメールによる相談件数増が期待される。

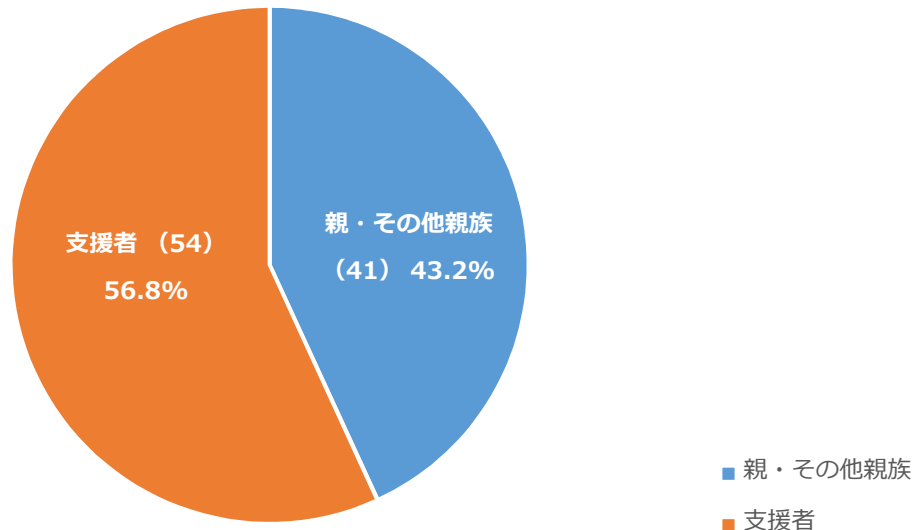
【参考：令和 5 年度】



7-2. 相談者における比較と親と支援者における相談件数と割合



令和6年度 親と支援者における相談件数と割合

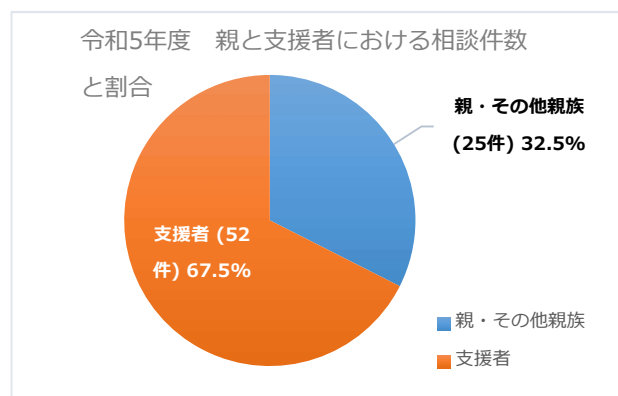
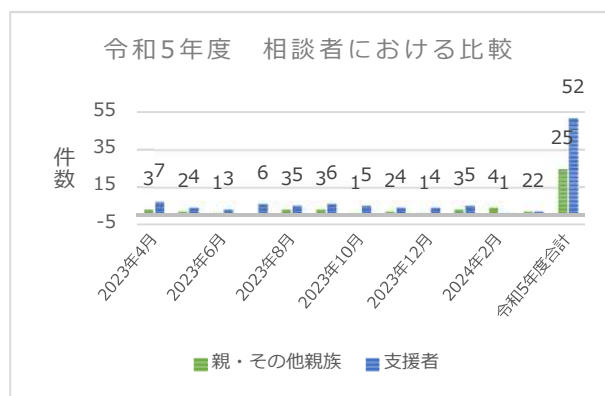


ここでは、親・その他親族と、支援者との相談件数の比較、相談件数の割合を明らかにした。

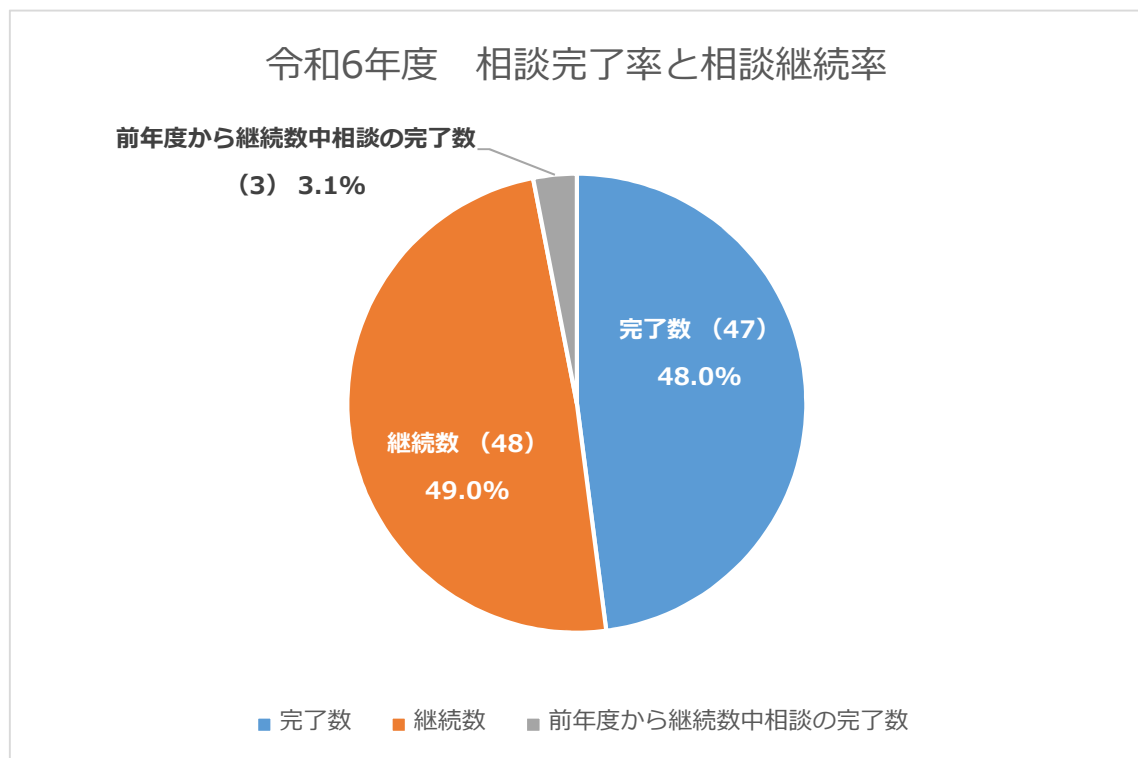
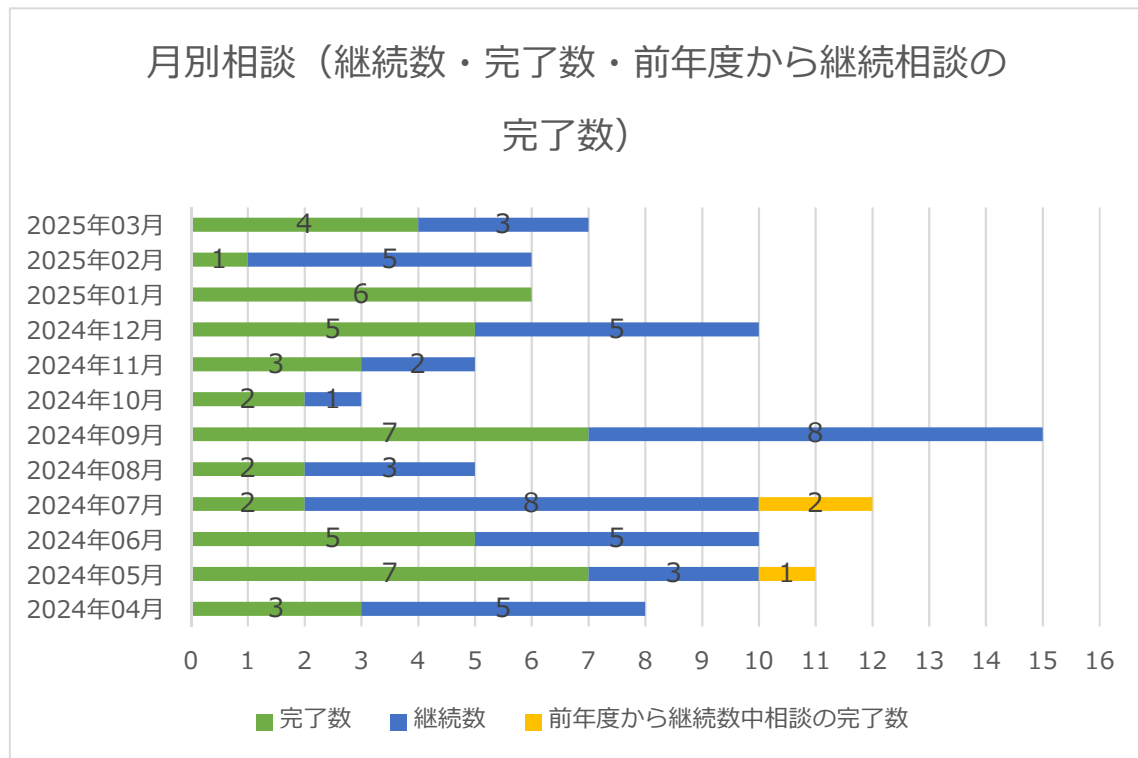
令和5年度は「親・その他親族から」25件でおよそ32.5%、「支援者から」52件67.5%に対し、令和6年度は「親・その他親族から」41件43.2%、「支援者から」54件の56.8%だった。

「親・その他親族から」の相談件数が令和6年度増加した背景には、前述したとおりスマートフォンやアプリの普及も考えられる。

【参考：令和5年度】

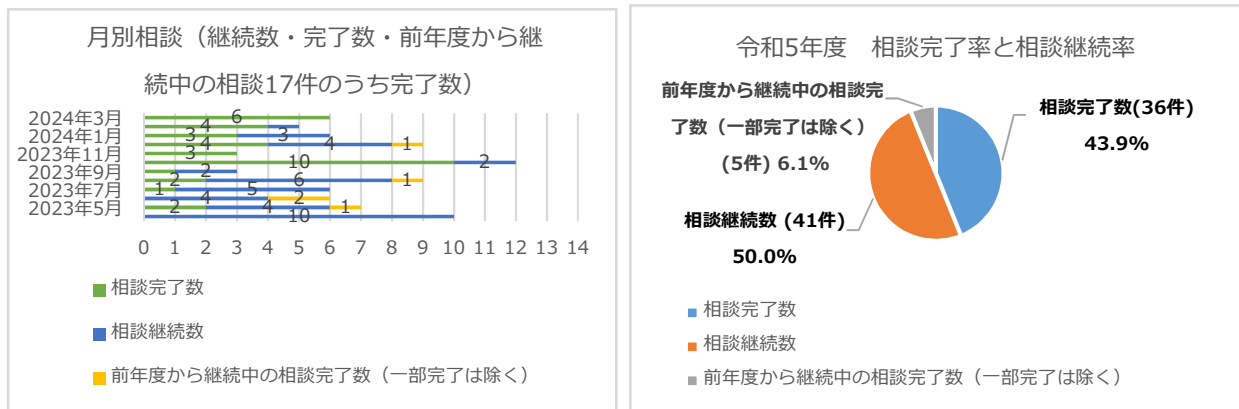


7-3. 月別の相談件数中 相談継続数と相談完了数



ここでは、相談完了率と継続数の比較、また、令和5年度からの継続相談の完了数について明らかにした。令和6年度の相談件数95件（2025年3月31日現在）のうち、完了は47件（48.0%）、継続は48件（49.0%）であった。令和5年度から継続された相談で完了が3件（3.1%）あり、この3件を含み、令和6年度で完了した相談数については、50件（51.1%）となった。

【参考：令和5年度】



7-4. 神奈川県8圏域中 5圏域におけるランチごとの相談実績

7-4-1. 横須賀・三浦ランチ

横須賀・三浦ランチにおいては、11件の相談が寄せられた。内訳としては、5月に2件（主訴数2件）、9月に2件（主訴数4件）、10月に2件（主訴数3件）、11月に2件（主訴数3件）、2025年1月に2件（主訴数2件）、2月に1件（主訴数1件）となった。電話による相談が13主訴（86.7%）と大半を占めた。相談者は「親・その他親族」が10主訴（66.7%）、「支援者」が5主訴（33.3%）と「親・その他親族」からの相談が60%以上となった。主訴内容については、【医療】【保育所・幼稚園】が各3件、【学校】【福祉サービス】が各2件、【在宅生活】が1件、【その他】が4件であった。

7-4-2. 湘南東部ランチ

湘南東部ランチにおいては、計19件の相談が寄せられた。内訳としては、4月に3件（主訴数5件）、5月に2件（主訴数2件）、6月に1件（主訴数2件）、7月に3件（主訴数4件）、9月に2件（主訴数3件）、11月に1件（主訴数2件）、12月に1件（主訴数1件）、2025年1月に3件（主訴数3件）、3月に3件（主訴数6件）であった。電話による問い合わせが21主訴（77.8%）、LINEによる問い合わせが4主訴（14.8%）、メールフォームによる相談が2主訴（7.4%）だった。相談者は、「親・その他親族」が8主訴（29.6%）、「支援者」が19主訴（70.4%）と「支援者」による相談が全体の70%以上を占めた。主訴内容については、【福祉サービス】が5件、【制度】が3件、【退院調整】【レスパイト】【保育所・幼稚園】が各2件、【医療】【学校】が各1件、【その他】が11件であった。

7-4-3. 湘南西部ランチ

湘南西部ランチにおいては、23件の相談が寄せられた。内訳としては、4月に2件（主訴数4件）、5月に2件（主訴数3件）、6月に2件（主訴数3件）、7月に5件（主訴数7件）、8月に3件（主訴数3件）、9月に2件（主訴数3件）、12月に2件（主訴数2件）、2025年2月に2件（主訴数2件）、3月に3件（主訴数3件）であった。電話による問い合わせが16主訴（53.3%）、来所ほか対面による問い合わせが10主訴（33.3%）、LINEによる問い合わせが3主訴（10.0%）、またEメール・SMSでの相談1件（3.3%）であった。相談者のうち、「親・その他親族」が12主訴（40.0%）、「支援者」が18主訴（60.0%）と、「支援者」による相談が全体の半数以上となった。主訴内容については、【保育所・幼稚園】が7件、【福祉サービス】【学校】が各4件、【医療】【制度】が各3件、

【在宅生活】【レスパイト】が各2件、【退院調整】【成人移行】【権利擁護・障害受容】が各1件、【その他】が2件であった。

7-4-4. 県央ランチ

県央ランチにおいては、12件の相談が寄せられ、全てが電話による問い合わせだった。内訳としては、4月に1件（主訴数2件）、5月に1件（主訴数1件）、6月に4件（主訴数5件）、9月に2件（主訴数2件）、12月に2件（主訴数3件）、2025年2月に2件（主訴数4件）であった。相談者は、「親・その他親族」が2主訴（11.8%）、「支援者」が15主訴（88.2%）と「支援者」が大半を占めた。主訴内容については、【福祉サービス】が6件、【医療】が4件、【退院調整】【在宅生活】が各2件、【制度】【学校】が各1件、【その他】が1件であった。

7-4-5. 県西ランチ

県西ランチにおいては17件の相談が寄せられた。内訳としては、4月に2件（主訴数4件）、5月に1件（主訴数1件）、7月に1件（主訴数1件）、8月に1件（主訴数1件）、9月に6件（主訴数10件）、10月に1件（主訴数2件）、11月に2件（主訴数2件）、12月に1件（主訴数1件）、2025年2月に1件（主訴数1件）、3月に1件（主訴数1件）であった。電話による問い合わせが17主訴（70.8%）、来所ほか対面による問い合わせが5主訴（20.8%）、LINEによる問い合わせが2主訴（8.3%）、であった。相談者は、「親・その他親族」が9主訴（37.5%）、「支援者」が15主訴（62.5%）と、「支援者」による相談が全体の半数以上となった。主訴内容については、【レスパイト】が4件、【在宅生活】【医療】【福祉サービス】【制度】が各3件、【退院調整】【保育所・幼稚園】【学校】【その他】が各2件であった。

7-4-6. 政令市／県全域等

センターで受けた政令市／県全域における相談は17件寄せられた。内訳としては、5月に2件（主訴数3件）、6月に3件（主訴数4件）、7月に1件（主訴数1件）、8月に1件（主訴数2件）、9月に1件（主訴数1件）、12月に4件（主訴数5件）、2025年1月に1件（主訴数1件）であった。LINEによる問い合わせが14主訴（82.4%）、電話による問い合わせが2主訴（11.8%）、メールフォームによる問い合わせが1主訴（5.9%）、とLINE相談が大半を占めた。相談者は、「親・その他親族」が14主訴（82.4%）、「支援者」が3主訴（17.6%）と、「親・その他親族」による相談が全体の80%以上だった。主訴内容については、【福祉サービス】が4件、【制度】【保育所・幼稚園】が各3件、【退院調整】【医療】【学校】が各1件、【その他】が4件であった。

7-4-7. 地域別の実績について

神奈川県内各ランチにおいて、それぞれ異なる主訴内容ではあるものの、令和5年度同様に多岐にわたる課題が伺えた。特に【福祉サービス】【保育所・幼稚園】【医療】についての相談は、過年度からの課題でもある。

今後も医療的ケア児等が安心して生活できるよう、医療機関や家族、地域社会が連携し、個々のニーズに応じた支援を提供する体制が望まれる。

7-5. 令和6年度 神奈川県 圏域別相談件数（継続中も含む）

圏域	市町村	対象自治体 (親+支援者から の相談合計)	親・その他親族 からの相談件数	支援者からの 相談件数	各圏域の 相談件数
横須賀・三浦 ランチ	横須賀市	4	4	0	11 件
	鎌倉市	4	1	3	
	逗子市	3	2	1	
	三浦市	0	0	0	
	葉山町	0	0	0	
湘南東部ブラン チ	藤沢市	6	0	6	20 件
	茅ヶ崎市	12	4	8	
	寒川町	2	0	2	
湘南西部ブラン チ	平塚市	3	0	3	22 件
	秦野市	14	8	6	
	伊勢原市	4	3	1	
	大磯町	0	0	0	
	二宮町	1	0	1	
県央ランチ	厚木市	3	1	2	7 件
	大和市	0	0	0	
	海老名市	0	0	0	
	座間市	0	0	0	
	綾瀬市	3	0	3	
	愛川町	1	0	1	
	清川村	0	0	0	
県西ランチ	小田原市	14	6	8	17 件
	南足柄市	0	0	0	
	中井町	0	0	0	
	大井町	0	0	0	
	松田町	1	0	1	
	山北町	0	0	0	
	開成町	1	0	1	
	箱根町	0	0	0	
	真鶴町	0	0	0	
	湯河原町	1	0	1	
計		77 件	29	48 件	77 件
横浜市		8	8	0	
川崎市		1	1	0	
相模原市		1	0	1	
政令市/不明/全県等		2	1	1	
全県		2	0	2	
県外		2	2	0	
不明		2	0	2	
合計		95 件	41 件	54 件	

圏域別においては、横須賀・三浦ランチ 11 件、湘南東部ランチ 20 件、湘南西部ランチ 22

件、県央branch 7 件、県西branch 17 件であった。特に湘南西部branchの秦野市 14 件（親・その他親族 8 件＋支援者 6 件）、県西branchの小田原市 14 件（親・その他親族 6 件＋支援者 8 件）と多くの相談が寄せられた。

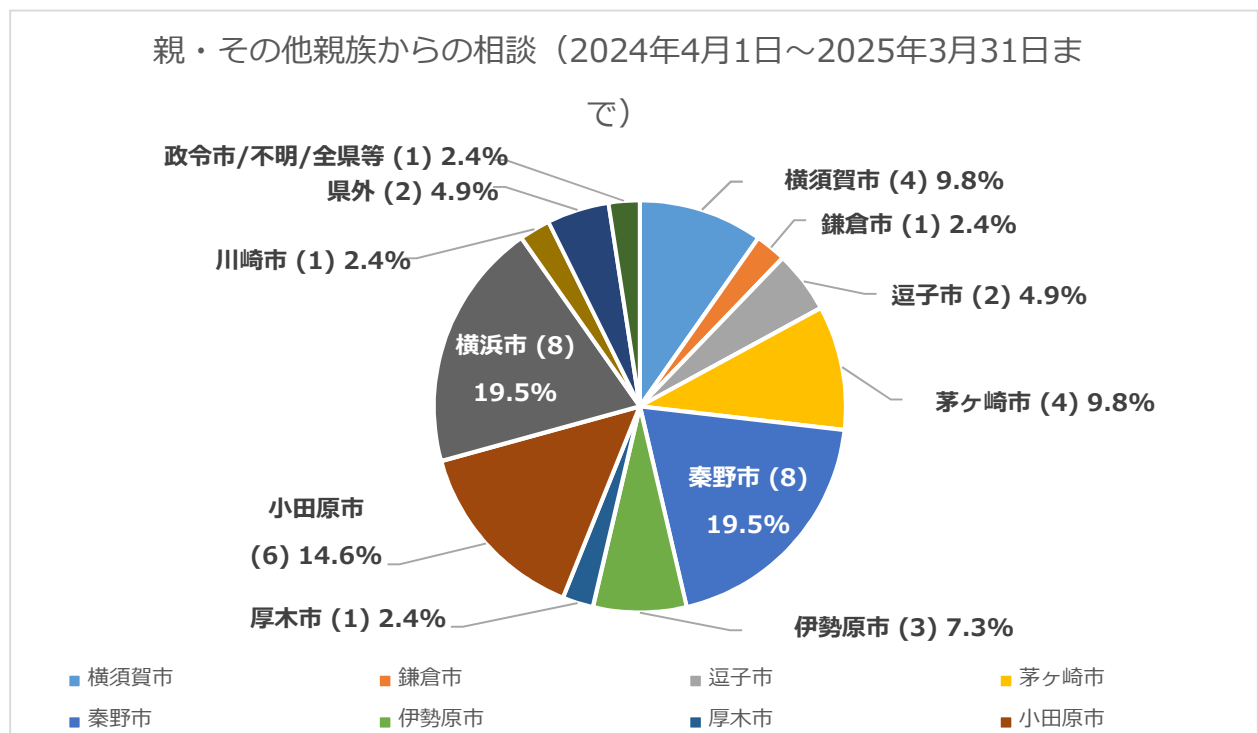
令和 6 年度の相談内容を分析した結果、主訴で多かったものは以下のとおりであった。

- ・福祉サービスや制度について、他市町村にはあっても自分が居住する市町村では受けられる支援がない。（地域間格差、自治体格差）
 - ・幼稚園・保育園に看護師の配置がないことから入園・通園ができず、保護者が就労できない。そもそも、見学も受け入れてもらえない。
 - ・医療については、通院先の病院を紹介して欲しい、通院時の費用負担が大きい。
 - ・制度については、日常生活用具申請の相談やその他助成制度について教えて欲しい。
 - ・学校については、支援学校で手厚い支援を受けたい、市外の支援学校で受入れがあるか知りたい。
- 以上は、5 圏域でほぼ全ての圏域で寄せられた相談である。

関係機関各所へ度々同じ内容を問い合わせ、思うような回答が得られずbranch等へ協力を求めるケースも複数見受けられる。

一方で、相談件数が 0 件の地域もあった。横須賀・三浦branch（三浦市・葉山町）、湘南西部branch（大磯町）、県央branch（大和市、海老名市、座間市、清川村）、県西branch（南足柄市、中井町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町）であった。相談件数が 0 件の地域においては、相談実績があった地域よりも人口が少なく、自治体の規模も小さいことが考えられる。医療的ケア児等の相談者の多くは、医療機関やインフラ網が整備されている地域に転居する傾向にあると推察される。

7-6. 親・その他親族からの相談（対象自治体別・圏域順に掲載）継続中も含む

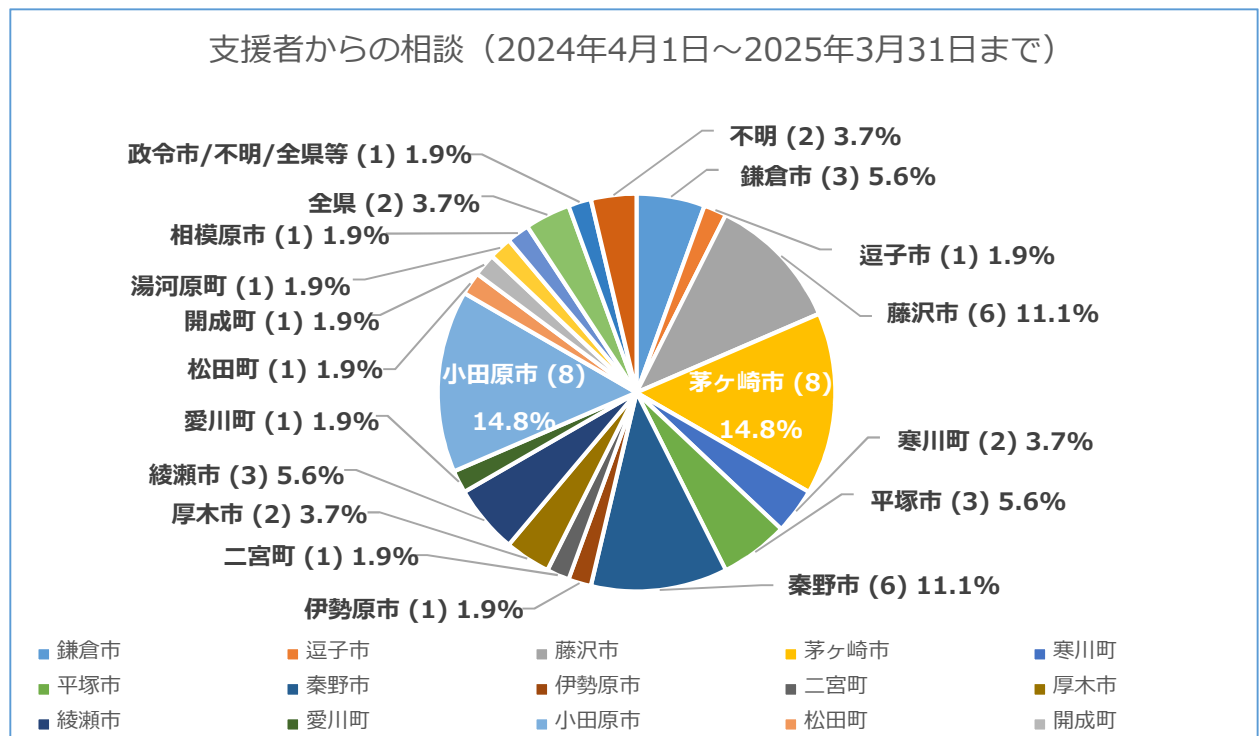


親・その他親族からの相談においては、横須賀・三浦圏域の横須賀市・鎌倉市・逗子市では 7 件

(17.1%)、湘南東部圏域の茅ヶ崎市では4件(9.8%)、湘南西部圏域の秦野市・伊勢原市では11件(26.8%)、県央圏域の厚木市では1件(2.4%)、県西圏域の小田原市では、6件(14.6%)、横浜市8件(19.5%)、川崎市1件(2.4%)、県外や不明3件(7.3%)であった。

親・その他親族からの相談においては、保育所・幼稚園の入園先に関する問い合わせが多かった。

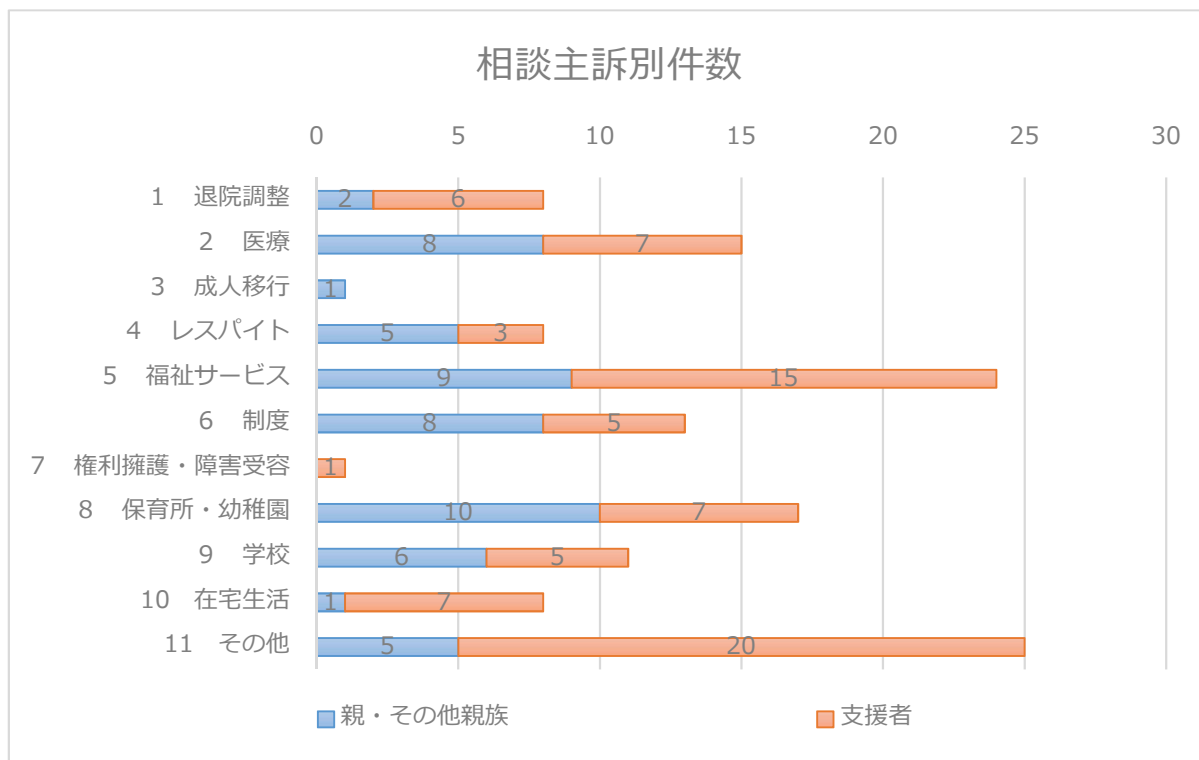
7-7. 支援者からの相談（対象自治体別・圏域順に掲載）継続中も含む



横須賀・三浦圏域の横須賀市・鎌倉市・逗子市では4件(7.5%)、湘南東部圏域の藤沢市・茅ヶ崎市・寒川市では16件(29.6%)、湘南西部圏域の平塚市・秦野市・伊勢原市・二宮町では11件(20.5%)、県央圏域の厚木市・綾瀬市・愛川町では、6件(11.2%)、県西圏域の小田原市・松田町・開成町・湯河原町では11件(20.5%)、相模原市1件(1.9%)、全県・不明3件(5.6%)あった。

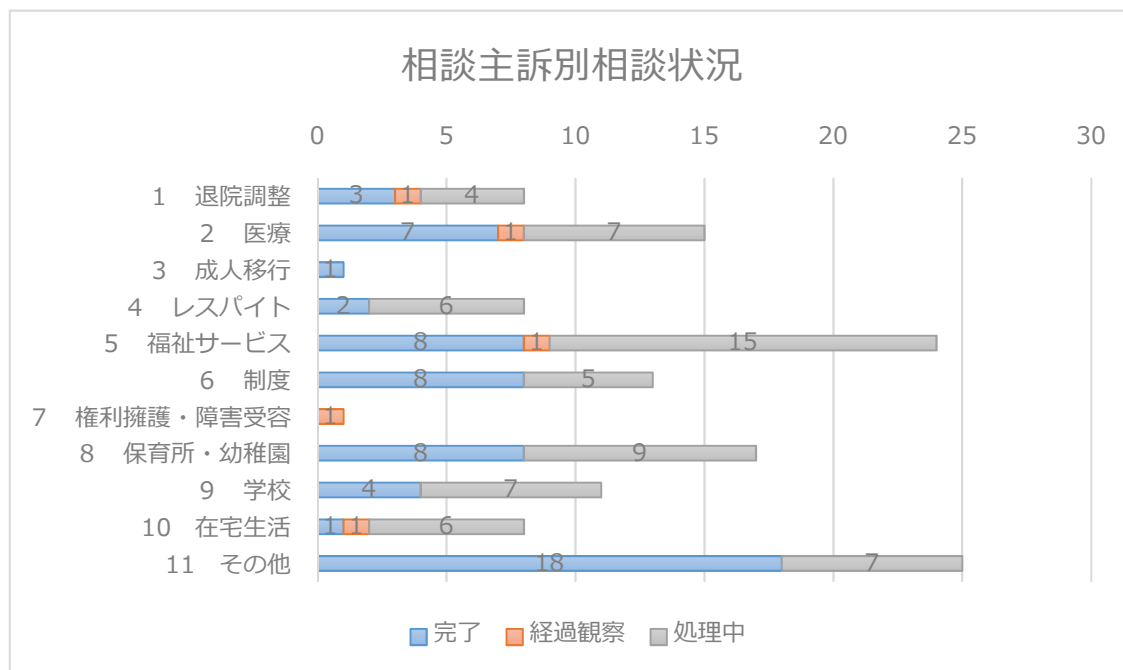
支援者からの相談においては、福祉サービスに関する問い合わせが多く、利用したいときに利用できない等、サービス内容の改善や拡充を訴えるものもあった。

7-8. 相談主訴別内容



その他を除き、福祉サービスに関する相談が24件（支援者からの相談は15件）、保育所・幼稚園に関する相談が17件（支援者からの相談は7件）、医療に関する相談が15件（支援者からの相談は7件）となっている。

7-9. 相談主訴別の相談状況



相談件数の多い福祉サービスに関しては処理中の案件が多く、令和7年度も引き続き継続対応となっている。

8. 総括

令和4年度に支援者と親・親族の双方から寄せられた52件の相談件数は、令和5年度に77件、令和6年度は95件の相談件数となり、相談者への支援に確実に繋がっていることが伺えた。

令和5年度に電話による相談とLINE相談が主になった相談方法も、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたこともあり、令和6年度では、来所ほか対面での相談も増加した。

電話相談、LINE相談、対面相談という複数の相談方法が整備されたことで、多くの相談者への支援に繋がると期待される一方で、相談員の専門性や関係機関、行政各部署との連携がさらに求められているといえる。

医療的ケア児、さらには医療的ケアのない重心児者にも対応できるような、地域、関係機関との連携、さらなる協力体制の構築にむけた仕組みづくりに寄与していくことが、引き続き課題だと考える。